

平成 30 年 10 月 2 日

お客様各位

株式会社西日本ビル代行
代表取締役 藤 甲子郎

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分について

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社は国土交通省九州地方整備局より「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分を下記のとおり受けましたので、ご報告申し上げます。

本件は、弊社が管理業務を受託している複数の管理組合様との間で収納口座の印鑑をお預かりしていましたが、お預かりする際に保証契約を締結していなかったことによるものです。

なお、本件発覚後、当該管理組合様に対するご報告とお詫びと共に、ご印鑑の返却をさせていただきましたことと、当該管理組合様以外には、同様の事象がないことを確認いたしました。

弊社といたしましては、このたびの監督処分を厳粛に受け止め、再発防止対策の確実な実施と、全社のコンプライアンス意識の強化徹底に取り組んでまいります。

お客様には多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたこと、心より深くお詫び申し上げます。

謹白

記

1 処分年月日 平成 30 年 10 月 2 日

2 処分内容

(1) 業務停止処分

① 停止となる業務内容

マンション管理業に係るすべての業務。

ただし、業務停止の開始日前に締結された管理受託契約の同一の条件による更新及び業務停止の開始日前に締結された管理受託契約に基づく管理事務、並びに業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約（一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における当該管理受託契約に基づく管理事務を除く。

② 業務停止期間

平成 30 年 10 月 16 日 ～ 平成 30 年 11 月 14 日

③ 処分理由

保証契約の締結をせずに収納口座の印鑑を管理

(2) 指示処分

下記の事項に対する再発防止対策の策定、実施及び実施状況の報告を行う事

- ① 重要事項説明書の管理者・区分所有者への未説明、説明会も日時・場所を記載した書面の未交付
- ② 同一条件での契約更新時に区分所有者への重要事項説明書の未交付、管理者への重要事項説明書の未説明及び未交付
- ③ 重要事項説明書への管理業務主任者の押印がされて無かった
- ④ 管理委託契約書の未交付
- ⑤ 管理委託契約書への管理業務主任者の記名押印がされて無かった
- ⑥ 収納口座から保管口座への移し替えの未実施
- ⑦ 月次報告書の未作成
- ⑧ 管理事務報告書の未作成

3 備考

本処分に際し、既に締結された契約に基づく業務に支障はありません。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 西日本ビル代行 総務部 092-534-3222

(受付時間 9:00~17:30 日祝を除く)

以上